

金属加工で「切削油」「研削油」「潤滑油」等を使用している工場は特定有害物質が含まれているか確認する必要があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壤汚染対策法では、金属切削加工等において特定有害物質を含む切削油、研削油、潤滑油等を使用している又は使用していた工場は、地下浸透の恐れに対して、土壤汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、薬剤・溶剤、廃溶剤、廃ウエスの取扱や、配管等からの漏えいに注意し、土壤汚染の未然防止にご協力をお願いします。

< 環境確保条例の土壤汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

金属の切削加工等を行っている事業場で、特定有害物質を含む切削油、研削油等を使用していた又は使用している工場を設置している方

2 どんな時に

- (1) 工場を廃止または建替えるとき
- (2) 工場の主要な設備を撤去、更新するとき

3 どんな物質が対象か

過去を含め、工場で「使用していた」または「使用している」溶剤の成分で対象となる主な特定有害物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	30 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下

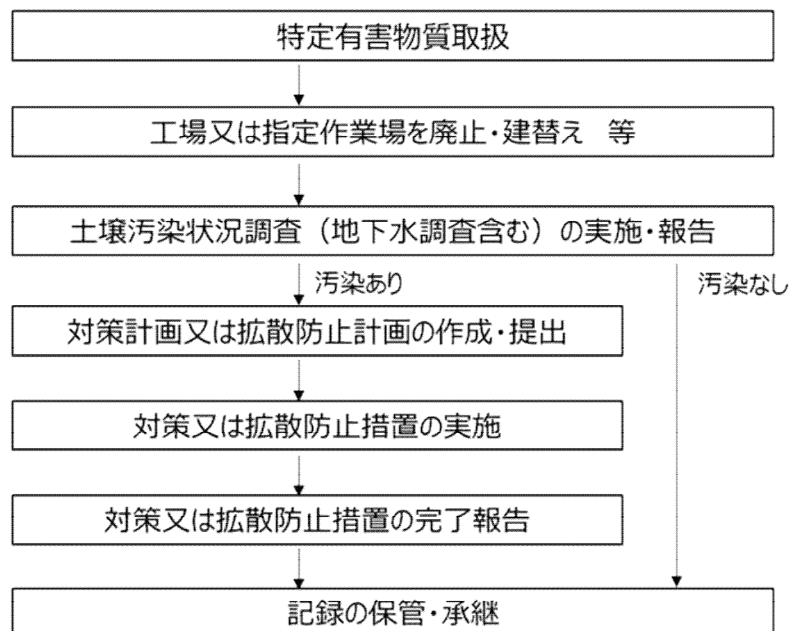
注意 1 切削油、研削油、潤滑油などに特定有害物質が含まれているかどうかは製造メーカーのSDS（安全データシート）等で確認することができます。

注意 2 脱脂、洗浄にトリクロロエチレン（トリクレン）を使用している場合は、トリクロロエチレンについても調査をする必要があります。

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壌汚染状況調査・対策の流れ（概略）



※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください

※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います

※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じます。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)